

議会だよりをわかりやすくお読みいただくための 議会用語、行政・財公用語等の解説

《議会用語編》

| 用 語 | 説 明 |
|-------------------|--|
| あ行 案件（あんけん） | 議会における案件とは、処理もしくは調査すべき事柄または議題となる問題のことです。 具体的には、議案など議決の対象となるもののほか、選挙、決定、報告、特定事務の調査などです。 |
| 委員会（いいんかい） | 本会議に提出された議案などを専門的・能率的に審査するために、本会議の下審査機関として組織される議会内の機関のことです。 委員会には、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会があります。 |
| 委員会付託（いいんかいふたく） | 本会議に提出された議案などを所管の委員会に詳しい審査を委ねることです。 |
| 委員長報告（いいんちようほうこく） | 委員会に付託された議案などの審査が終了したとき、委員長が委員会での審査または調査の経過と結果について、本会議で報告することです。 |
| 意見書（いけんしょ） | 地方自治法第 99 条の規定に基づき、市の公益に関することについて、国会や国、県などの関係機関に対して提出する議会の意思をまとめた文書のことです。 本会議での議決が必要です。 |
| 一時不再議（いちじふさいぎ） | 同一会期中に一度議決された議案などについては、再び審議をしないという議事運営の原則のことです。 |
| 一般質問（いっぱんしつもん） | 議員が本会議において市政全般にわたり、執行機関に対して事務の執行状況や将来に対する方針などについて見解を求めることです。 本市議会では、3月、6月、9月、12月の各定例会において行われており、その様子は、議会ホームページから「YouTube」においても視聴できます。 なお、1議員の一般質問は、答弁を含めて60分以内となっています。 |
| 延会（えんかい） | その日の議事日程に記載された議題の審議を全部終了することなく、翌日以降に延ばして会議を終了することです。 |
| 応招（おうしょう） | 長の議会の招集の告示に応じ、議員が議場に参集することです。 |
| か行 開会（かいかい） | 議会を開き、法的に活動できる状態にすることです。 |
| 会期（かいき） | 議会が法的に活動できる期間のことです。 本会議の初日に議決によって決定します。 |

| | |
|---------------------------------|--|
| 開議（かいぎ） | その日の会議を開くことです。 開議は議長が宣告します。 |
| 会期延長（かいきえんち ょう） | 定例会または臨時会において付議された議案などの審議が長引き、あらかじめ定めた会期内に議了しないとき、その会期を議決により延長することです。 |
| 会期不継続の原則（かい きふけいぞくのげんそ く） | 会期中に議決に至らなかった議案などは消滅して、次の会期には継続しないとする原則のことです。 議決に至らなかった議案などを次の会期で成立させようとする場合には、改めて提案しなければなりません。 |
| 会議録署名議員（かいぎ ろくしょめいぎいん） | 会議録は会議の内容をすべて記録した公文書です。会議録署名議員とは、この会議録に議長とともに署名する議員のことです。 本市議会では開会日に議長が3人の議員を議席順に指名しています。 |
| 会派（かいはい） | 市政に関して同じような政策理念を持った議員で構成するグループのことです。 本市議会の場合は、2人以上の議員をもって構成することを申し合わせています。 |
| 可決（かけつ） | 本会議や委員会において、提出された議案などについて、その内容を良として賛成し決めることです。 なお、原案のとおり可決された場合は原案可決、原案を一部修正して可決した場合は修正可決といいます。 |
| 仮議長（かりぎちよう） | 議長、副議長ともに事故があるときに議長の職務を行う者のことです。 |
| 議案（ぎあん） | 議会の議決の対象となる市長が提出する案件のことです。 具体的には、条例や予算、決算などです。 |
| 議員全員協議会（ぎいん ぜんいんきょうぎかい） | 全議員が出席し、提出予定議案などや市政に関する重要案件、議会の運営に関する事項などについて、協議や調整をするために、議長招集により開かれる会議のことです。 |
| 議員派遣（ぎいんはけ ん） | 議会として、議案の審査または市政に関する事務などの調査のため、議員を現地に派遣することです。 議員を派遣する場合は、原則として議会の議決が必要となります。 |
| 議会運営委員会（ぎかい うんえいいいんかい） | 議会を円滑に運営するために、議会運営の全般について協議し、意見調整を図る場として設置される常設の委員会のことです。 本市議会では各常任委員会委員長4人及び各常任委員会副委員長の中から互選された2人の計6人で構成され、任期は2年となっています。 |
| 議会事務局（ぎかいじむ きよく） | 議会の事務に従事し、議長及び議員の職務を補助する組織として、議会に設置された事務担当組織のことです。 |

| | |
|------------------|--|
| 議会図書室（ぎかいとしよしつ） | 議会内に設置された、議員の調査研究に資するための図書室のことです。 地方自治法では議会内に附置しなければならないと規定されています。 本市議会においても議会図書室が設置され、官報や広報、専門図書などが保管されています。 |
| 議決（ぎけつ） | 議案などに対し議会の意思を決定することです。 議決には、その内容によって、可決（否決）、承認（不承認）、同意（不同意）、認定（不認定）、採択（不採択）などと呼称されます。通常は、多数決で決定します。 |
| 議事（ぎじ） | 議決とこれに至る審議の過程のすべてのことです。 |
| 議事機関（ぎじきかん） | 憲法第93条第1項において、地方公共団体には、議事機関として議会を設置すると定められています。すなわち議事機関とは議会のことです。 議会は、地方公共団体の運営に必要な条例や予算など、基本的な事項について審議し、決定する機関であることから、議決機関とも呼ばれています。 |
| 議事日程（ぎじにってい） | 議長が議事整理権に基づき、その日の会議で審議する議案などやその順序を記載した日程表のことです。 |
| 議場（ぎじょう） | 本会議が開かれる会議場のことです。 本市議会の議場は、市役所本庁舎5階にあります。 |
| 議席（ぎせき） | 議員が、議場で会議を行う場合に着かなければならない席のことです。本市議会では、当選回数、勤続年数、年齢の順に、議長席から見て左前方から順に指定します。 |
| 議長（ぎちょう） | 議員のうち、議会の選挙により選ばれて、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理する権限を持ち、議会を代表する地位にある者のことです。 本市議会では、正副議長選挙の立候補制を申し合わせており、選挙の前に、立候補した議員による所信表明演説を行っています。 |
| 議長交際費（ぎちょうこうさいひ） | 議長が議会の対外的な活動をするために要する経費のことです。 本市議会では、用途基準が定められており、その使用実績はホームページで公開しています。 |
| 議了（ぎりょう） | 会議に付された事件のすべての審議を終了することです。 |
| 継続審査（けいぞくしんさ） | 会議に付された議案や請願など、会期中に結論が出なかった場合は廃案となりますが、付託を受けた委員会の申出により本会議で議決を得た場合に限り、当該議案や請願など閉会中も継続して審査・調査ができるようにすることです。 |
| 決議（けつぎ） | 議会の意思を対外的に表明する場合に行われる議決のことです。 |
| さ行 再議（さいぎ） | 一時不再議の例外として、議会の議決に対して異議がある場合、 |

| | |
|---------------|--|
| | 地方自治法の規定に基づき、市長が議会に対して審議と議決のやり直しを求める制度のことです。 |
| 採決（さいけつ） | 議長が本会議で出席議員に対して賛否の意思表示を求める行為のことです。 議員の側から見た場合は、表決といいます。 |
| 裁決権（さいけつけん） | 本会議の議事の多くは過半数議決により決めますが、その場合、議長は議決に加わることができません。しかしながら、可否同数の場合は、地方自治法の定めにより議長が可否を決することとなりますが、その議長が行使する権限のことです。 なお、委員会での採決においては、委員長に裁決権があります。 |
| 採択（さいたく） | 請願、陳情に対して、議会がその内容について願意が妥当であると賛同することです。 |
| 散会（さんかい） | その日の議事日程に記載された事件のすべてを議了して、その日の会議を閉じることです。 |
| 事件（じけん） | 議会における事件とは、議案その他の案件のことです。 地方自治法上では、「案件」の用語ではなく、「事件」を用いています。 |
| 質疑（しつぎ） | 議員が議題となっている議案などに対して、討論、表決の判断が可能となるように、疑義や不明確な点を提出者から説明や意見を求め、質すことです。 |
| 執行機関（しっこうきかん） | 市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員など、行政の仕事を行う機関のことです。 |
| 指名推選（しめいすいせん） | 法律または政令により、地方議会で行う議長や副議長などの選挙について、投票によらないで、あらかじめ指名者を定めてその者の指名する者を当選者とする方法のことです。 指名推選とすることに1人でも異議を唱えるものがあるときは、選挙の方法は投票となります。 |
| 諮問（しもん） | 意見を求めることです。 法令用語としては、意思決定を行う権限を有する者が、その意思決定を行なうに当たり、他の機関に対して、法令上定められた事項について意見を聞くことです。 議会では、議長が議会運営等に関することに対して、議会運営委員会に諮問し、その審査、協議結果は答申という形で議長に出されます。 |
| 趣旨採択（しゅしさいたく） | 請願や陳情に対して、願意をそのまま認めることは困難であるが、趣旨が妥当と認められるものに対する決定の方法のことです。 |
| 上程（じょうてい） | 議事日程に組み入れて、本会議の議題として審議の対象とすることです。 |

| | |
|------------------------------|--|
| <p>常任委員会（じょうにん いんかい）</p> | <p>本会議における審議の予備的審査機関として、市の事務を部門ごとに分けて、その分けられた事務の内容や議会から審査を任された議案や請願などの審査や調査を行うために常設されている委員会のことです。</p> <p>本市議会では、総務建設経済常任委員会、文教厚生常任委員会、予算常任委員会、決算常任委員会の4つの常任委員会を設けています。</p> |
| <p>除斥（じょせき）</p> | <p>議会における審議の公正を期すために、審議事件と一定の利害関係を有する議員は審議に参加することができないとする制度のことです。</p> |
| <p>審議（しんぎ）</p> | <p>本会議において、議案などの事件について、説明を聞き、質疑し、討論をし、表決するといった一連の過程のことです。</p> |
| <p>審査（しんさ）</p> | <p>委員会において、付託を受けた議案などの事件について、質疑、討論をし、表決するといった一連の過程のことです。</p> |
| <p>請願（せいがん）</p> | <p>国民をはじめ、広く人々が、国や地方公共団体等に対し、意見や要望を申し述べることです。</p> <p>本市議会に請願を提出する場合は、文書をもって1人以上の議員の紹介が必要となります。提出は、定例会の概ね4日前に開催される議会運営委員会の前日の午後3時まで提出していただければ、その定例会において取扱うこととなります。</p> |
| <p>政務活動費（せいむかつ どうひ）</p> | <p>会派または個人に対して、市政に関する調査・研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として支給される交付金のことです。</p> <p>本市議会では、会派（1人会派を含む）に対して、1人当たり月額1万円を支給しています。</p> <p>その交付に関しては、鴨川市議会政務活動費の交付に関する条例及び鴨川市議会政務活動費の交付に関する規程が定められており、その運用を明確化するため、別に政務活動費の手引を作成しています。</p> <p>なお、使途の透明性を確保するため、ホームページで領収書を含む収支報告書の公開をしています。</p> |
| <p>専決処分（せんけつしょ ぶん）</p> | <p>議会が議決すべき事項について、長が議会に代わって意思決定することです。</p> <p>専決処分は、時間的に議会の招集を待てない緊急な場合などにできることとなっていますが、専決処分の後は、議会に報告し承認を求める必要があります。</p> <p>また、軽易な案件であらかじめ議会の議決によって特に指定したものは、議会の委任による専決処分として処分することができますが、その後は議会への報告が必要となります。</p> |

| | | |
|----|------------------|---|
| た行 | 陳情（ちんじょう） | <p>請願と同様に、国や地方公共団体等に対し、意見や要望を申し述べることです。</p> <p>ただし、陳情は議会へ提出する際、請願と違い紹介議員は必要ありません。</p> <p>本市議会では、請願と同様に、定例会の概ね4日前に開催される議会運営委員会の前日の午後3時まで提出していただければ、その定例会において取扱うこととなります。</p> <p>なお、郵送による提出の場合は、内規により議場配付となり、審議の対象とはなりません。</p> |
| | 定足数（ていそくすう） | <p>議会において、有効に会議を開き審議を進め意思決定をするために必要とされる出席者の数のことです。</p> <p>地方自治法では、本会議は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ会議を開くことができません。これを「定足数の原則」といいます。</p> |
| | 定例会（ていれいかい） | <p>付議事件の有無にかかわらず、定期的に招集される議会のことです。</p> <p>本市議会では、条例で年4回と定め、規則によりその開催時期を3月、6月、9月、12月と定めています。</p> |
| | 動議（どうぎ） | <p>主に本会議や委員会の進行や手続に関して、議員から議会に対して、または委員から委員会に対してなされる提議のことをいい、本会議や委員会の議決を経るべきもののことです。</p> |
| | 討論（とうろん） | <p>議題になっている議案などに対して、議員が表決を前提として賛成か反対かの自己の意見を述べることです。</p> |
| | 特別委員会（とくべついいんかい） | <p>常任委員会及び特別委員会のほかに、特定の事項を審査・調査するために、必要がある場合に、議会の議決を経て設置される委員会のことです。</p> |
| な行 | | |
| は行 | 発議案（はつぎあん） | <p>議会の会議において、議員または委員会が提出する議案のことです。</p> |
| | 附帯決議（ふたいけつぎ） | <p>議会または委員会における議案などの議決に当たって、その議案などについて意見や要望を示した決議のことです。</p> <p>法律的な効果はなく、政治的に尊重されるべきものとされています。</p> |
| | 閉会（へいかい） | <p>定例会、臨時会を閉じ、法的に活動能力のない状態にすることです。</p> |
| | 本会議（ほんかいぎ） | <p>定例会や臨時会において、全議員で構成する会議のことです。</p> <p>本会議の議事は議長が主宰し、地方自治法や会議規則などで定められた詳細な手続やルールによって運営されます。</p> <p>また、会議公開の原則に基づいて、原則として自由に傍聴すること</p> |

| | | |
|----|---------------|--|
| | | とができます。 本市議会では、本会議の様子をインターネット配信（「YouTube」）を行っています。 |
| ま行 | | |
| や行 | | |
| ら行 | 臨時会（りんじかい） | 定例会のほか、臨時の必要がある場合、特定の事件に限って審議するために招集される議会のことです。 |
| | 臨時議長（りんじぎちょう） | 議長の職務を行う者がいない場合、議長、副議長、仮議長の選挙において、臨時に議長の職務を行う年長の議員のことです。 一般的には、一般選挙後の初議会や、議長、副議長がともに欠け、後任を選挙するときなどに職務を行います。 |
| わ行 | | |

議会だよりをわかりやすくお読みいただくための 議会用語、行政・財財用語等の解説

《行政・財財用語等編》

| 用 語 | | 説 明 |
|-----|---|--|
| あ行 | RPA（あーるぴーえー） | Robotics Process Automation の略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化する取組のことです。 |
| | 依存財源（いぞんざいげん） | 自主財源に対する財源で、国または県により交付、割り当てられた財源のことです。 主なものは、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債などです。 |
| | 一般会計（いっばんかいけい） | 地方公共団体の各般の行政需要に対応するための基本的な経費を計上した会計のことです。 特別会計で計上される経費を除くすべての経費を処理すべきこととされています。 |
| | 一般財源（いっばんざいげん） | 使途が特定されず、どのような経費にも自由に充当することができる財源のことです。 |
| | 一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川（いっばんしやだんほうじんうえるねすぽーつかもがわ） | 人々の健康と地域の健康のために創設された、本市のスポーツによるまちづくりを推進する地域スポーツコミッションのことです。 地域の人々、鴨川を訪れる人々がスポーツを日常的に親しむ文化を醸成し、本市の観光や商工業、農林水産業、健康産業、医療福祉、文化など、さまざまな産業分野との相乗効果により、地域が健康になる、すなわちウェルネス・シティを目指すものです。 |
| | インフルエンサー | 世間に大きな影響を与える人物、特にインターネット上のブログやSNSなどを用いて、人々の消費行動などに強い影響を与える人物のことです。 |
| | SDGs（えすでいーでいーず） | Sustainable Development Goals の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標のことです。 |
| | 公の施設（おおやけのしせつ） | 住民の福祉の増進を目的として、その利用に供するために地方公共団体が設置する施設のことです。 主なものとしては、公民館、図書館、学校、公園、病院、運動施設などです。 |
| か行 | 会計年度任用職員（かいけいねんどにんようしょくいん） | 地方公共団体において、職員の補助として一会計年度を超えない範囲内で置かれる一般職の非常勤職員ののことです。 |
| | 介護医療院（かいごいり） | 「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機 |

| | |
|--|---|
| よういん) | 能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設のことです。長期にわたり療養が必要な要介護者に対して、「長期療養のための医療」と「日常生活上の支援」を一体的に提供します。 |
| 過疎対策事業債（かさたいさくじぎょうさい） | 過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債のことです。事業への充当率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 |
| 鴨川観光プラットフォーム株式会社（かもがわかんこうぷらっとふおーむかぶしきがいしゃ） | 観光をきっかけとした鴨川市のまちづくりを統一的、効果的、効率的に推進し、地域の発展に向け、「心と身体が満たされる癒しのリゾート鴨川」の実現を目的とし、市が中心となって設立した会社のことです。観光庁が認定する観光地域づくり法人（登録DMO）となっています。 |
| G I G A スクール構想（ぎがすくーこうそう） | 文部科学省の施策で、教育ICT環境の実現を図るため、児童・生徒向けに1人1台の端末機と通信ネットワークを整備し、教育に役立てようとするものです。 |
| 基準財政収入額（きじゅんざいせいしゅうにゅうがく） | 普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算出した額のことです。 |
| 基準財政需要額（きじゅんざいせいじゅようがく） | 普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政事務を遂行するために必要な額のことです。 |
| 義務的経費（ぎむてきけいひ） | 地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に削減できない経費のことです。人件費、扶助費、公債費の3つを合わせたものです。 |
| 教育支援センター「ステーション」（きょういくしえんせんたーすてーしょん） | 以前、鴨川市教育委員会内に設置されていた、豊富な経験を持つ指導員（小中学校で指導経験のある元教員）が、不登校や学校生活などに悩みを抱える児童・生徒等に寄り添い、登校できる活力づくりや将来の社会的自立を目指し、サポートをする施設のことです。主な活動内容は、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善のための相談や指導を行っていました。 |
| 繰越明許費（くりこしめいきよひ） | 歳出予算のうち、何らかの事情でその年度内に支出を終わらない見込みのあるものについて、あらかじめ予算で上限を定めることにより、翌年度に繰り越して使用することが認められる経費のことです。 |
| 経常収支比率（けいじょうしゅうしひりつ） | 地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率のことです。その比率は、人件費、扶助費、公債費のような毎年度経常的に支 |

| | |
|------------------------------|---|
| | <p>出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額に対して、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額を除いて算定します。</p> <p>この経常収支比率は、市は 75%程度が妥当とされており、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいるといえます。</p> |
| 経常的経費(けいじょうてきけいひ) | <p>歳入における経常的収入に対応するもので、年々維持し固定的に支出される経費のことです。</p> <p>主なものは、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費です。</p> |
| 公債費(こうさいひ) | <p>地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金の利子の支払いに要する経費のことです。</p> |
| 公募型プロポーザル方式(こうぼがたぶろぼーざるほうしき) | <p>参加希望者を募って、設計の取組方針などの提案を総合的に評価して設計者を選定することです。</p> <p>設計料の競争入札ではなく、設計者としての適正・能力などを重視するものです。</p> |
| 骨格予算(こっかくよさん) | <p>市長の選挙時期等で政策的経費を新市長の判断に委ねるという観点から一般会計の予算計上を見送り、市民福祉に密接した経費や行政事務を行ううえで必要不可欠となる経常的経費を中心に予算編成したもののことです。</p> |
| 子ども食堂(こどもしょくどう) | <p>経済的理由や、一人親で食事の支度がままならないなど、さまざまな事情を抱えた子どもたちに無料や低価格で食事を提供する場所のことです。</p> |
| さ行 財政力指数(ざいせいりよくしすう) | <p>地方公共団体の財政力の強弱を図る方法として用いられるもので、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値のことです。</p> <p>財政力指数が高いほど財源に余裕があるといえ、1を超える場合は、普通交付税の不交付団体となります。</p> |
| 債務負担行為(さいむふたんこうい) | <p>歳出予算、継続費、繰越明許費に定めた以外に、地方公共団体が債務を負担する行為を必要とする場合の予算措置のことです。</p> <p>予算計上は翌年度であっても、契約をその前年度内に締結する場合、債務負担行為の設定が必要です。</p> |
| 産学官金労言(さんがくかんきんろうげん) | <p>産は産業界(民間企業)、学は学校(教育・研究機関)、官は官公庁(国・地方公共団体)、金は金融機関、労は労働組合、言はメディア・マスコミのことです。</p> |
| CCRC(しーしーあーるしー) | <p>Continuing Care Retirement Communityの略。仕事をリタイアした人が元気なうちに地方に移住して活動的に暮らし、必要な時に医療や介護などのケアサービスを受けて住み続けることができる社会のことです。</p> |

| | | |
|----|-----------------------------------|--|
| | 事業仕分け（じぎょうしわけ） | 行政が行っている事務事業について、仕分け人（外部の識者や行政経験者）が、外部かつ現場の視点により公開の場で分かりやすく議論を交わし、その議論を市民判定人が聞き、その事務事業の必要性などを判定する仕組みのことです。 |
| | 事故繰越し（じこくりこし） | 歳出予算の経費のうち、避けがたい事故のために年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用することです。 |
| | 自主財源（じしゅざいげん） | 地方公共団体が自主的に収入しうる財源のことです。 主なものは、地方税、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入などです。 |
| | 地すべり防止区域（じすべりぼうしきいき） | 地すべり等防止法に基づき、国土交通大臣または農林水産大臣が指定した区域のことです。 地すべり防止区域として指定された土地は、地すべりの発生による被害を防止または軽減するため、地すべりの発生を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限されます。 |
| | 実質収支比率（じっしつしゅうしひりつ） | 標準財政規模に対する実質収支の割合のことです。 実質収支比率が黒字の場合、おおむね標準財政規模の3～5%程度が望ましいとされています。 |
| | 指定介護療養型医療施設（していがいごりょうようがたいりょうしせつ） | 長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話及び機能関連その他の必要な医療を行うことを目的とする施設のことです。 令和5年度までで廃止となり、介護医療院などに転換されていきます。 |
| | 市民後見人（しみんこうけんじん） | 弁護士や司法書士などの資格を持たない親族以外の市民による成年後見人のことです。 市区町村などが実施する養成研修を受講するなどして、成年後見に関する必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人として選任します。 |
| | 森林環境譲与税（しんりんかんきょうじょうよぜい） | 国から間伐などの森林整備などを実施する市町村やそれを支援する都道府県に客観的な基準で譲与（配分）される税のことです。 |
| | スポーツコミッション | スポーツを通じた地域振興、地域活性化に取り組むために、地方公共団体とスポーツ団体、観光産業などの民間企業が一体となって組織された団体のことです。 本市では、ウェルネススポーツ鴨川がこれに該当します。 |
| た行 | 第三セクター（だいさんせくたー） | 国または地方公共団体と民間企業との共同出資によって設立された事業体のことです。 |
| | 地域おこし協力隊（ちいきおこしきょうりょくた） | 都市地域から過疎地域などに移住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PRなどの地域おこし支援や、農林水産業への従 |

| | |
|--------------------|---|
| い) | <p>事、住民支援など地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組のことです。</p> <p>隊員を任命するのは各地方公共団体であり、活動内容や条件、待遇は募集自治体によりさまざまです。任期は3年以内です。</p> |
| 地域包括ケア（ちいきほうかつけあ） | <p>高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするため、包括的な支援・サービスを提供することです。</p> |
| 地方譲与税（ちほうじょうよぜい） | <p>国が国税として徴収し、一定の基準によって、地方公共団体に譲与されているもののことです。</p> <p>地方揮発油税譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税などがあります。</p> |
| 投資的経費（とうしてきけいひ） | <p>道路、橋梁、公園、学校、公営住宅など、社会資本の整備などに要する経費のことです。</p> <p>主なものは、工事請負費、公有財産購入費などです。</p> |
| 登録DMO（とうろくディーエムオー） | <p>地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立ち、地域の多様な関係者を巻き込みながら、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行うかじ取り役となる法人のことです。</p> <p>観光庁が認定します。</p> <p>本市では、鴨川観光プラットフォーム株式会社が認定を受けています。</p> |
| 特定空家（とくていあきや） | <p>そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のことです。</p> |
| 特定財源（とくていざいげん） | <p>一般財源に対する財源で、用途が特定されているもののことです。</p> <p>主なものは、国庫支出金、県支出金、分担金及び負担金、地方債などです。</p> |
| 特別会計（とくべつかいけい） | <p>地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、条例によって設置される会計のことです。</p> <p>本市では、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療があります。</p> |
| な行 | <p>内部統制制度（ないぶとうせいせいど）</p> <p>基本的に、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全、以上の4つの目的が達成されるよう合理的保証を得るために、業務に</p> |

| | | |
|----|-----------------------|--|
| | | 組み込まれた組織内の全員が遂行するプロセスのことです。 |
| | ナラ枯れ（ならがれ） | ナラ類、シイ・カシ類等のブナ科の樹幹に、カシノナガキクイムシ（体長4～5ミリ程度の小さい虫）が持ち込むナラ菌の増殖により、道管が目詰まりし、通水障害を起こすため、7月～8月頃に樹木が枯死してしまう伝染病のことです。 |
| | 肉付け予算（にくづけよさん） | 骨格予算の編成後、新市長の判断により政策的経費や新規事業費等を加える予算のことです。 |
| | 認定こども園（にんていこどもえん） | 幼稚園と保育所を併設している施設のことです。 教育と保育を一体的に行うことができます。 |
| は行 | パブリックコメント | 公的な機関が政策を決定する場合に、事前にその内容を公表して、広く一般から意見を募集し、そこで提出された意見を参考にして政策を決定する一連の手続きのことです。 |
| | P F I方式（ぴーえふあいほうしき） | Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営などに民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し社会資本整備を図る手法のことです。 |
| | B C P（びーしーぴー） | 業務改善計画（Business Continuity Planの略）。災害時に行政自らも被災し、人、物、情報など利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定める計画のことです。 |
| | B T O方式（びーていーおーほうしき） | Build Transfer Operateの略。P F I方式の一種。民間事業者が設計・建設・工事管理を実施した後、施設の所有権を国または地方公共団体などに移管し、維持管理・保全業務を民間事業者が担う手法のことです。 |
| | 扶助費（ふじょひ） | 社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づき、生活困窮者、要援護高齢者、障がい者などの生活維持のため実施する給付や、地方公共団体が独自で実施する子育て、福祉、医療に必要な経費のことです。 |
| | 物件費（ぶつけんひ） | 人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性格を持った経費のことです。 主なものは、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費などです。 |
| | 不納欠損（ふのうけっそん） | 破産、行方不明、死亡により相続人がいない場合、財産がない場合などで、徴収が見込めなくなったために税金などの滞納を翌年度に繰り越さない処理をすることです。 |
| | プライマリーケア | 身近にあって、何でも相談に乗ってくれる総合的な医療のことです。 |
| | ふるさと納税制度（ふるさとのうぜいせいど） | ふるさとや応援したい自治体に寄附ができる制度のことです。 寄附者には、手続をすると所得税や住民税の還付・控除が受けら |

| | | |
|----|----------------------------|--|
| | | <p>れ、また、返礼品も受けられます。</p> <p>自治体においては、地域製品のPRになるとともに、多くの財源確保が期待できます。あわせて、地域企業、生産者にとっては、自社の商品のPRを新たな投資をすることなく、首都圏を含む全国に行うことができます。</p> |
| | プレサウンディング | <p>直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握などを試験的に行うことです。</p> |
| | 放課後児童支援員（ほか かごじどうしえんいん） | <p>学童保育施設（学童保育、学童クラブなど）で、放課後の子どもたちの成長を見守る専門職のことです。</p> <p>保育士、幼稚園教諭などの資格を持っている方が、都道府県知事、指定都市、中核市の長が行う研修を修了することで資格が取得できます。</p> |
| ま行 | マイクロツーリズム | <p>自宅から1時間程度の移動圏内の「地元」で観光する近距離旅行の形態のことです。</p> <p>地元の魅力の再発見や地域経済への貢献が図られます。</p> |
| | マイタイムライン | <p>住民一人一人の防災行動計画のことです。</p> <p>台風の接近などによる風水害が起きる可能性があるときに、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、取りまとめていくものです。</p> |
| | マルチペイメントサービス | <p>各種公共料金や税金などを収納する企業・団体と、金融機関とを結ぶ通信ネットワークサービスのことです。</p> <p>利用者はATMやインターネットを通じて料金などを支払うことができます。</p> |
| や行 | UJIターン（ゆーじえ いあいたーん） | <p>Uターンとは、地方から都市部へ仕事などのため移住した後、再び生まれ育った地方へ戻って移住することです。</p> <p>Jターンとは、地方から都市部へ仕事などのため移住した後、生まれ育った地方近くの都市へ移住することです。</p> <p>Iターンとは、もともと都市部の生まれの方が地方へ移住する、あるいは地方の生まれの方が都市部へ移住することです。</p> |
| | ら行 | <p>罹災証明書（りさいしょう めいしょう）</p> <p>災害対策基本法に基づき、市町村において災害により被害が生じた家屋（住家に限る）の被害状況を証明するもののことです。</p> <p>各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されます。</p> |
| | ロコモ度テスト（ろこも どてすと） | <p>立つ、歩く、走る、座るなど、日常生活に必要な身体の移動に関する機能の状態を確認することです。</p> |
| わ行 | ワークショップ方式（わ ーくしょっぷほうしき） | <p>まちづくりなどに関して、地域に関わるさまざまな問題に対応するため、さまざまな立場の参加者が共同作業などを通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考案、それらの評価などを行っていく活動方式のことです。</p> |